

一般社団法人愛媛県摂食障害支援機構 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人愛媛県摂食障害支援機構と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛媛県松山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、摂食障害に悩む本人とその関係者や援助者のために、有益な情報提供や本人の社会復帰に必要な種々の支援を行う他、同じくこの問題に悩むその他の者のためにも援助を行い、人が自分らしく輝ける人生を送れるよう支援することで、もって公益に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 摂食障害当事者等への支援事業
- (2) 摂食障害等に関する啓発事業
- (3) 摂食障害等関係者のネットワーク事業
- (4) 摂食障害等関係者の人材育成事業
- (5) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- (6) 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業
- (7) その他この法人の目的を達するために必要な事業

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人の目的を実現するために入社した個人を正会員といい、正会員を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法」という。)上の社員とする。

2 この法人を賛助するために入社した個人及び団体は、賛助会員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員になろうとする者は、既存の正会員2名以上の推薦を受けて申し込みをし、代表理事の面接の上、理事会の承認を受けなければならない。

2 この法人の賛助会員になろうとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により代表理事に申し込むものとする。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、社員総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 会員は、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を、催告してもなお半年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

2 この法人は、会員が前2条及び本条に該当することでその資格を喪失しても、既納の会費その他の抛出金品はこれを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任

- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員又は監事は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、当該社員総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

2 当法人が募集する基金に拠出した正会員は、前項のものに加え、金5万円につき議決権を1個有する。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総正会員の過半数の正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び総会において選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設定)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上

- 2 理事のうち1名を代表理事とし、副代表理事を若干名置くことができる。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等以内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にあるものを含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

- 4 監事は、この法人の理事及び職員を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事が事故その他の事情により職務を執行できない場合には代表理事の職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができ、社員に報告を必要とすると判断したときには、臨時社員総会の招集を代表理事に請求することができる。

(役員任期)

第23条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 増員として選任された理事の任期は、在任の理事の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 24 条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 25 条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

(顧問)

第 26 条 この法人に、顧問を若干名おく。

2 顧問は、この法人の運営に関する権限は有さず、代表理事の諮問に応じ、助言を行う。

3 顧問の選任は理事会で行うものとし、任期は現任の理事の任期までとする。ただし、再任は妨げない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 27 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び副代表理事の選定及び解職

(招集)

第 29 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、副代表理事が招集し、副代表理事がいないときは各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数

が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 基金

(基金の拠出)

第 32 条 当法人は、基金を引き受けるものの募集をすることができる。

2 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

3 基金の返還の手続きについては、定時社員総会が決定したところに従って行う。

4 基金を返還した場合、その価額に応じて第 16 条第 2 項に定める議決権の個数は減少する。

第 8 章 資産及び会計

(事業年度)

第 33 条 この法人の事業年度は、毎年 9 月 1 日に始まり翌年 8 月 31 日に終わる。

(事業報告及び決算)

第 34 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 2 号及び第 3 号の書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告、定款及び社員名簿を主たる事務所に 5 年間備え置く。

(剰余金の不分配)

第 35 条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 この法人が解散をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。